

道路占用制度の法的性質について

道路局路政課道路利用調整室

坂上係員 (はあ…。あれから大野くんから連絡ないんだけど、

どういうことかしら、まったく。本局での仕事が忙しいからって連絡する時間くらいあるでしょ。)

(あつ、そういえば…。)

課長、大野くんの後任の新人、たしか今日からでしたよね？

渡邊課長 ああ、そうだ。今日からのはずなんだが、まだ来てないね。

新人 おはようございます！ 今日からこちらでお世話になります栗本壮幸といいます。すいません！ 道に迷ってしまっ、遅くなりました！

渡邊課長・坂上係員 (迷った!? 駅からここまで迷うところないと思うけど…。)

渡邊課長 君が栗本くんだね。遅いと思ってたんだが、道に迷ってたのかい。これからよろしく。しっかりがんばってくれ。

坂上係員 坂上といいます。よろしくね。道に迷ってたのね。初

日の朝からお疲れさま。

渡邊課長

栗本くん、分からないことがあったら私が鍛え上げた坂上さんに聞いて、しっかり勉強してくれよ。期待してるぞ。

栗本係員 はい！ がんばります！ 坂上さん、ご指導よろしく

お願いします！

坂上係員 わかったわ。一緒に勉強しましょうね、栗本くん。さっそくだけど、占用ってどういうことかはわかる？ 聞いたことはあるかな。

栗本係員 聞いたことはあるけど…、道路上に看板を置きたいときには占用許可が必要なんですよ。

坂上係員 そうね。道路には、看板や電柱、電線など、道路構造の保全や道路交通の確保のために必要な施設以外のものも見かけると思うけど、それらを道路に設置する場合には占用許可を受けなければいけないわ。今日は占用制度ってどういうことな

のか勉強しましょうか。それじゃあまず、道路の本来の目的って何かしら？

栗本係員 車や自転車、歩行者が自由に通行すること、ですか？

坂上係員 そのとおりね。道路法をさっそく開いてみましょうか。

道路法の第二条を見て。第二条には、『道路』とは、一般交通の用に供する道」と書いてあるわ(資料1参照)。道路は道路管理者によって一般交通の用に供されて、その効果として一般の自由な通行が認められる。これが道路の本来の目的で、これを一般使用というわ。

栗本係員 なるほど一般使用ですか。それじゃあ道路の目的はそれ以外もあるってことですか？

坂上係員 ちよつと違うわ。「目的」ではなくて「機能」とでも言うべきね。道路は、最も基本的な交通手段を提供するものだから、道路を根幹として生活圏が形成されて、公的又は私的な活動が展開されるわよね。そうすると、電気、ガス、水道、下水道などの公益事業や、一般の営利事業の活動がここに集中するのは当然で、そうなったときに、これらの事業を行うのに必要な施設を設置する場所として、道路空間を提供せざるを得ないのよ。このように道路管理者以外の者が工作物を設置して道路を継続的に使用することを特別使用っていうの。一般使用が本来機能であるとする、特別使用は、道路の二次的、副次的機能になるわ。そこで道路管理上重要になるのが、一般使用と特別使用の調整なの。さらには、特別使用相互の調整も必要になってくる。ここに道路占用という制度が出てくるわけ。ちなみに、道路の特別使用は占用に限られているわ。

栗本係員 なるほど、ぼくたちが担当する占用というのは、道路の特別使用に関する業務なんですね。

坂上係員 そうなの。

渡邊課長 おつ、基本からしっかり固めているね。ここで、占用許可について法的な性質を確認しておこうか。占用許可の法的な性質を言うと、占用許可は、道路管理権に基づくもので、使用権の設定行為、講学上では「特許」と考えられているんだ。

栗本係員 「特許」？

渡邊課長 そう、通常人があらかじめもっていない地位を特別に認めるんだ。道路の本来の目的は「一般交通の用に供する」ことだから、それを達成するために道路法第四条で基本的に私権は制限されているけれど(資料2参照)、さっき坂上さんが言ったとおり、それ以外の目的で使用させる必要がある。そのときに、本来機能を阻害しない範囲で、道路を使用する地位を特別に認めるんだ。申請を待っておこなわれるものの、性質としては許可権者において一方的に行う行政処分なんだよ。原則としては道路管理者に広い裁量が認められている。ただし道路管理者の裁量といってもすべて道路管理者が自由に判断できるわけではないよね、坂上さん。どんな場合かな。

坂上係員 まず、義務占用物件と呼ばれる電線、水管、ガスパ等の国民生活のライフラインとしての性格を持つ一部の公益性の高い物件については、道路法第三十六条において、特例として要件を満たせば許可しなくてはならないことになっています(資料3参照)。一方、義務占用物件とそれ以外の物件を含め、法定の要件に適合しなければ許可を与えてはならないという消

極的な拘束も受けています(資料4参照)。さらに、裁量権を乱用することは当然できません。

栗本係員 なるほど、裁量があるものの、それは無制限というわけではないんですね。占用許可って何か、基本がよくわかった気がします。それにしても坂上さんがいてくれるのは心強いなあ。分からないことがあつたら何でも聞くので、よろしくお願ひします、坂上さん。

坂上係員 (調子がいいわね…。大野くんと同じキャラじゃない。) もちろん勉強しても分からないことがあつたら教えらる範囲で教えるけど、あんまり当てにしすぎないで自分でも勉強してね。教えるか教えないかは、私の裁量しだいよ。

(この号終わり)

資料1

道路法第二条

この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2~5 (略)

資料2

道路法第四条

道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

資料3

道路法第三十六条

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)若しくは全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、ガス事業法(昭二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の規定に基づき、水管(水道事業水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者(同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。))がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十

案第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

資料 4

道路法第三十三条

道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの